

富士市簡易水道組合消火栓設置費及び管理費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、簡易水道組合が、水道法（昭和32年法律第177号）第24条の規定に基づき、消火栓を設置及び管理するために要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、富士市補助金交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるほか、この要領の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、消火栓の設置工事（配管工事は含まない。）に要する経費（以下「設置費」という。）及び修繕工事に要する経費（以下「管理費」という。）とし、次に掲げる要件を備えなければならない。

(1) 配水管の口径は、75ミリメートル以上のものとする。

(2) 水源は、毎分5立方メートルの給水を40分間継続できるもの又は貯水量が200立方メートル以上のものとする。

(3) 設置位置は、消防活動を有効に行える場所とする。

2 消火栓本体、消火栓室等は、別表に定める富士市消火栓規格及び施工方法の基準に適合するものでなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、市長が初期消火用としてやむを得ないと認めたときは、配水管の口径が50ミリメートル以上のものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、設置及び管理に要した経費額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は、1件につき30万円とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする当該水道組合は、富士市簡易水道組合消火栓設置費・管理費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 設置位置図

(2) 設置詳細図

(3) 消火栓規格図

- (4) 設置費又は管理費見積書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 設置費の申請は、毎年9月30日までに行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて、補助金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、富士市簡易水道組合消火栓設置費・管理費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(完了の報告)

第7条 補助金交付の決定の通知を受け工事を行う当該水道組合は、工事が完了したときは、速やかに富士市簡易水道組合消火栓設置・修繕工事完了報告書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置位置図
- (2) 請求書又は領収書の写し
- (3) 写真（工事着手前、工事中、工事完了）

(補助金の額の決定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査し現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し富士市簡易水道組合消火栓設置費・管理費補助金確定書（第4号様式）によって申請者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年9月10日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。